

○北九州市認定こども園の認定要件に関する条例

平成26年12月15日

条例第63号

改正 令和5年3月30日条例第11号

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 職員に関する要件（第5条・第6条）
- 第3章 設備に関する要件（第7条）
- 第4章 運営に関する要件（第8条—第12条）
- 第5章 雑則（第13条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」という。）の認定の要件を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（類型）

第3条 認定こども園は、次の各号のいずれかに該当する施設でなければならない。

（1） 幼稚園型認定こども園（次のいずれかに該当する施設をいう。以下同じ。）

ア 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定により幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定める事項をいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園

イ 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

（ア） 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの

（イ） 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの

（2） 保育所型認定こども園（保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。以下同じ。）

（3） 地方裁量型認定こども園（保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。以下同じ。）

（暴力団員等の排除）

第4条 認定こども園は、次の各号のいずれかに該当してはならない。

- (1) 当該認定こども園の設置者（その者が法人である場合にあっては、その役員等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第3項第4号ニに規定する役員等をいう。以下この条において同じ。）又は当該認定こども園の長が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この条においてこれらを「暴力団員等」という。）であること。
- (2) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用していること。
- (3) 暴力団員等によりその運営について支配を受けていると認められること。
- (4) 当該認定こども園の設置者（その者が法人である場合にあっては、その役員等を含む。次号において同じ。）又は当該認定こども園の長が、福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。以下この条において「県条例」という。）第23条第1項の規定により県条例第22条の勧告（県条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反する行為に係るものに限る。）に従わなかった旨の公表をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過していないこと。
- (5) 当該認定こども園の設置者又は当該認定こども園の長が、県条例第25条第1項第3号に該当することにより懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過していないこと。

第2章 職員に関する要件

（職員の配置）

第5条 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満2歳未満の子どもおおむね5人につき1人以上、満2歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、当該従事する者の数は、常時2人を下ってはならない。

2 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の4時間程度の利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下を原則とする。

（職員の資格）

第6条 前条第1項の規定により認定こども園に置く職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事するものは、保育士でなければならない。

2 前条第1項の規定により認定こども園に置く職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事するものは、幼稚園の教員免許状を有する者又は保育士でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって学級担任を幼稚園の教員免許状を有する者とするのが困難であるときは、市長が定める場合に限り、保育士であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを学級担任とすることができる。

4 第2項の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園

の認定を受ける場合であって当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士とすることが困難であるときは、市長が定める場合に限り、幼稚園の教員免許状を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とすることができる。

- 5 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう、認定こども園の管理及び運営を行う能力を有する者でなければならない。

第3章 設備に関する要件

第7条 第3条第1号イに規定する幼稚園型認定こども園の認定を受ける場合にあつては、幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその付属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内にななければならない。ただし、次に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

- (1) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- (2) 子どもの移動時の安全が確保されていること。

- 2 認定こども園の園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の設備の面積を除く。）は、次の表に掲げる面積以上でなければならない。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、第4項本文及び第5項に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積（平方メートル）
1学級	180
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

- 3 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。
- 4 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、その園舎の面積が第2項本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。
- 5 認定こども園において満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、第3項の規定により置くものとされる施設に加え、乳児室又はほふく室を設けなければならない。この場合において、乳児室又はほふく室の面積は、満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。
- 6 屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて第1号の基準を満たすときは、第2号の基準を満たすことを要せず、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて第2号の基準を満たすときは、第1号の基準を満たすことを要しない。
- (1) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。
 - (2) 次の表に掲げる面積に満2歳以上満3歳未満の子ども1人につき3.3平方メートルを加えた面積以上であること。

学級数	面積（平方メートル）
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

- 7 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあつては、屋外遊戯場は、次に掲げる要件を

満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所をもって代えることができる。

- (1) 子どもが安全に移動できる場所であること。
- (2) 子どもが安全に利用できる場所であること。
- (3) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。
- (4) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
- (5) 前項に規定する屋外遊戯場の面積の基準を満たす場所であること。

8 認定こども園は、当該認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行わなければならない。ただし、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、次に掲げる要件を満たす場合に限り、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

- (1) 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が衛生面、栄養面等について業務上必要な注意を果たし得る体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 当該認定こども園又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導を受ける等、必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者は、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等に配慮した調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- (4) 子どもの年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供を行い、アレルギー、アトピー等に配慮し、必要な栄養素量の給与ができるように子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 当該認定こども園が定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

9 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、第3項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

第4章 運営に関する要件

(教育及び保育の内容)

第8条 認定こども園における教育及び保育は、法第6条の規定に基づき幼保連携型認定こども園教育・保育要領(法第10条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関して主務大臣が定める事項をいう。)を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する厚生労働大臣が定める指針をいう。)に基づかなければならない。

2 前項に定めるもののほか、認定こども園の教育及び保育の内容に関する要件は、市長が別に定める。

(職員の資質向上等)

第9条 認定こども園は、市長が別に定める事項に留意して、子どもの教育及び保育に従事する者の資質向上等を図らなければならない。

(子育て支援事業)

第10条 認定こども園は、法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち、当該認定こども園の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、子育て支援事業の実施に当たっては、市長が別に定める事項に留意しなければならない。

(管理運営等)

第11条 認定こども園には、1人の認定こども園の長を置くものとし、認定こども園の長は、職員の協力を得て一体的な管理運営を行わなければならない。

2 幼稚園型認定こども園のうち第3条第1号イに掲げるものにおいては、幼稚園又は保育機能施設の長が当該認定こども園の長を兼ねることができる。

3 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めるものとする。

4 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて認定こども園の長が定めるものとする。

5 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならない。

6 認定こども園は、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭等の子ども、障害のある子ども等特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、市との連携を図り、特別な配慮が必要な子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。

7 認定こども園は、耐震、防災、防犯等について、子どもの健康及び安全を確保する体制を整えなければならない。

8 認定こども園は、事故等が発生した場合に十分な補償ができるよう、適切な保険又は共済制度に加入するとともに、円滑な補償が行える体制を整えなければならない。

9 認定こども園は、子どもの通園、認定こども園外での学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

10 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しない自動車その他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められる自動車を除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（子どもの降車の際の所在の確認に限る。）を行わなければならない。

11 認定こども園の設置者は、当該認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

12 認定こども園の設置者は、前項の規定による評価の結果を踏まえ、当該認定こども園の子どもの保護者その他の関係者（当該認定こども園の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

13 認定こども園の設置者は、当該認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他の運営の状況について、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表するよう努めるものとする。

1 4 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨を掲示しなければならない。

(北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用)

第12条 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年北九州市条例第64号)第46条第7号の規定は、地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合の乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける建物について準用する。この場合において、同号中「施設又は設備」とあり、及び「施設及び設備」とあるのは「設備」と、「保育所」とあるのは「地方裁量型認定こども園」と、「乳幼児」とあるのは「子ども」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成27年規則第6号で平成27年4月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)による改正前の法第7条第1項に規定する認定こども園であって、その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下「改正前認定こども園」という。)の職員配置については、第5条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して5年間は、なお従前の例によることができる。

3 施行日の前日において現に存する改正前認定こども園(福岡県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年福岡県条例第36号)による改正前の福岡県認定こども園の認定要件に関する条例(平成18年福岡県条例第54号)第2条第4号に掲げる認定こども園に限る。)の乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける建物については、第12条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

4 施行日の前日において現に存する改正前認定こども園に係る第7条第5項の規定の適用については、当分の間、同項中「乳児室又はほふく室の面積は、満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上」とあるのは、「乳児室の面積は満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上」とする。

5 施行日の前日において現に幼稚園(その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。)を設置している者が、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて認定こども園の認定を受ける場合における当該認定こども園に係る第7条第5項の規定の適用については、当分の間、同項中「乳児室又はほふく室の面積は、満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上」とあるのは、「乳児室の面積は満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上」とする。

6 施行日の前日において現に保育所(北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例付則第12項の規定の適用を受けている保育所であって、その運営の実績その他により適正な運営が確保

されていると認められるものに限る。)を設置している者が、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて認定こども園の認定を受ける場合における当該認定こども園に係る第7条第5項の規定の適用については、当分の間、同項中「乳児室又はほふく室の面積は、満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上」とあるのは、「乳児室の面積は満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上」とする。

- 7 第6条第1項の保育士については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子ども3人以下を入園させる認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等に限ることとし、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

付 則（令和5年3月30日条例第11号）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、認定こども園は、改正後の第11条第10項のブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること又はこれを用いることについて困難な事情があるときは、同項の規定にかかわらず、ブザー等を備えないことができる。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等を備えることに代わる措置を講じて、同条第9項に定める所在の確認（子どもの降車の際の所在の確認に限る。）を行わなければならない。